

平成 28 年 9 月 9 日

『改正個人情報保護法 Q & A』
～ 第 11 回 開示等請求権の明確化～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成 29 年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成 28 年 8 月 2 日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「現行保護法」

現行の個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「現行施行令」

現行の個人情報の保護に関する法律施行令

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

「金融庁ガイドライン」

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」のこと。

「番号法ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)のこと。

Q 本人による個人情報取扱事業者に対する保有個人情報の開示、訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止については、どのような改正がなされますか。

A 改正前は疑義のあった、本人が個人情報取扱事業者に対して、保有個人情報の開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の裁判上の訴えを提起することができる請求権を有することが明確化されました。この場合、本人は、保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の裁判上の訴えを提起する前に、個人情報取扱事業者に対して当該請求をしなければなりません。

【解説】

1 改正の背景

現在の個人情報保護法においては、本人が個人情報取扱事業者に対して保有個人情報の「開示」、「訂正等」、「利用停止等」及び「第三者提供の停止」を「求めたとき」は、当該個人情報取扱事業者は一定の場合を除きこれに応じなければならないと規定されています（現行保護法 25 条 1 項、26 条 1 項、27 条 1 項、2 項）。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」12 条は「開示請求権」との標題の下に「開示を請求することができる。」という文言で開示請求権を規定し、また、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」12 条も同様の標題及び文言で開示請求権を規定していますが、個人情報保護法にはこのような「請求権」を認めた規定はなく、本人が個人情報取扱事業者に対して裁判上の訴えができるか否かが明らかではありません。

東京地判平成 19 年 6 月 27 日（判例タイムズ 1275 号 323 頁）は、患者である個人が病院である個人情報取扱事業者に対して、保護法 25 条 1 項に基づき診療録の開示を求めた事件ですが、裁判上の開示請求権を否定しました。同事件において裁判所は、仮に、本人が、保護法 25 条 1 項に基づいて個人情報取扱事業者に対する保有個人情報の開示を裁判手続で請求することができるかと解すると、法が定めた当事者間における自主的解決手段や主務大臣による紛争解決手段によるよりも裁判上の請求の方が直裁であるとして、法の定めた紛争解決手段によることなく、直接裁判上の開示請求がされることになり、紛争解決手段に関する法の規定が空文化することにもなりかねないとししました。

EU のデータ保護指令では、EU 域内から個人データを第三国に移転できる場合について、EU から見て十分なレベルの保護措置を確保している場合に限定しています（「充分性の認定」）。

日本は現在のところ、「充分性の認定」の申請をしておりませんが、日本政府は、EU から充分性の認定を得るために必要な要件の一つとして、「開示請求権の適用の明確化」について定める必要があると考えました。

今回の改正は、開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の「求め」が請求権であ

ることを明確化したものであり、開示、訂正等、利用停止等ができる場合や事業者が拒否することができる場合等の実質的な規律は改正前後で変更ありません。

2 保有個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」(現行保護法2条2項・改正保護法2条4項)を構成する個人情報をいいます(現行保護法2条4項・改正保護法2条6項)。

「保有個人データ」とは、「個人データ」のうち、「個人情報取扱事業者」が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ(6月以内に消去することとなるもの等を除く。)をいいます(現行保護法2条5項・改正保護法2条7項、現行施行令4条・施行令案5条)。

「保有個人データ」からは次の から までに掲げるものが除外されます(現行施行令3条、施行令案4条)。

当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(事例) 家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が、加害者(配偶者又は親権者)及び被害者(配偶者又は子)を本人とする個人データを持っている場合

当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(事例1) いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合

(事例2) いわゆる不審者、悪質なクレマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合

当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(事例1) 製造業者、情報サービス事業者等が、防衛に関連する兵器・設備・機器・ソフトウェア等の設計、開発担当者名が記録された個人データを保有している場合

(事例2) 要人の訪問先やその警備会社が、当該要人を本人とする行動予定や記録等を保有している場合

当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(事例1) 警察からの捜査関係事項照会や捜査差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

(事例2) 犯罪収益との関係が疑わしい取引(以下「疑わしい取引」という。)の届出の対象情報

3 請求権の明確化

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求することができる。【新設】

2～4 (略)

(訂正等)

第二十九条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないときは、当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。【新設】

2・3 (略)

(利用停止等)

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。【新設】

2 (略)

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。【新設】

4 (略)

上記2の「改正の背景」に基づき、改正個人情報保護法において、本人が個人情報取扱事業者に対して「開示」、「訂正等」、「利用停止等」、「第三者提供の停止」の請求権を有することが明文で規定されました（改正個人情報保護法 28 条 1 項、29 条 1 項、30 条 1 項、3 項）。

4 裁判外の事前の請求

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(1) 裁判外の事前の請求

上記3のとおり、改正個人情報保護法においては、本人が個人情報取扱事業者に対して「開示」、「訂正等」、「利用停止等」、「第三者提供の停止」の請求権を有することが明確化され、裁判上の訴えの提起ができることが明確になりました。

ただし、本人が個人情報取扱事業者に対して「開示」、「訂正等」、「利用停止等」又は「第三者提供の停止」の請求(以下「開示等の請求」といいます。)の訴えを提起する場合には、その訴えの被告となるべき個人情報取扱事業者に対し、あらかじめ、裁判外の請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができません(改正保護法34条1項)。

これは、裁判外において当事者間で任意で解決できる方が迅速であり望ましいこと、また、事業者の応訴の負担の懸念に配慮したものです。

裁判外の事前の請求における手続は改正前後で変更はありません。

(2) 請求到達後の期間

開示等の請求が「到達した日から二週間を経過した後」とされているのは、裁判外で請求を受けた個人情報取扱事業者が任意に開示等を行うために通常必要となると考えられる期間を考慮したものです。また、裁判所に訴えを提起して迅速な開示等を求めたいという本人の利益に配慮したものです。

ただし、個人情報取扱事業者が開示等の請求を拒んだ場合は、2週間を待たず直ちに訴えを提起することができます(改正保護法34条1項ただし書)。

「請求を拒んだ場合」には、被告となる個人情報取扱事業者が原告となる本人に対し不開示等の通知を行った場合、被告となる個人情報取扱事業者が請求に応じない態度を明らかにした場合、本人が求める開示等の請求が一部しか認められなかった場合のその余の部分が該当します。

開示等の請求の「到達」は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなされます(改正保護法34条2項)。

(3) 仮処分命令の申立の場合

裁判上の訴えの提起と同様に、仮処分命令の申立てについても、同様に被申立人である個人情報取扱事業者に対し、あらかじめ、裁判外の請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、仮処分命令の申立てをすることができません(改正保護法34条3項)。

5 保有個人データに関する事項の公表等（改正保護法 27 条）

改正後	現行
<p>（保有個人データに関する事項の公表等）</p> <p>第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <p>一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称</p> <p>二 <u>全ての保有個人データの利用目的</u>（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）</p> <p>三 <u>次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続</u>（<u>第三十三条第二項</u>の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（保有個人データに関する事項の公表等）</p> <p>第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <p>一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称</p> <p>二 <u>すべての保有個人データの利用目的</u>（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）</p> <p>三 <u>次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続</u>（<u>第三十条第二項</u>の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

（1）改正による変更点

「保有個人データに関する事項の公表等」（改正保護法 27 条）に関しては、「開示等の請求」に関する文言上の改正や条ずれによる改正以外、改正前の規定（現行保護法 24 条）と変更はありません。

（2）保有個人データに関する事項の本人へ公表等

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、以下の から までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません（改正保護法 27 条 1 項 1 号～ 4 号、施行令案 8 条）。

当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

全ての保有個人データの利用目的（以下ア）～ウ）に該当する場合を除く。）

ア)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

事例) いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該総会屋担当者 個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を 通知又は公表することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報 提供者が被害を被る恐れがある場合

イ)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合

事例 1) 通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

事例 2) 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

ウ)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

事例) 公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、警察から被疑者の立ち回りが予想される個人情報取扱事業者に限って提供する場合、警察から受け取った当該個人情報取扱事業者が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

(i)保有個人データの利用目的の通知の求め、(i)開示の請求、(ii)訂正等の請求、(iii)利用停止等の請求又は(iv)第三者提供の停止の請求に応じる手続(手数料の額を定めたときは、その額を含む。)

当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」とは、ウ

ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければなりません。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではなく、利用目的の通知の求めがあったときに、遅滞なく回答する方法も認められます。

なお、普段から問い合わせ対応が多い事業者等においては、ウェブ画面へ継続的に掲載する方法が望ましいでしょう。

「(i)保有個人データの利用目的の通知の求め、(ii)開示の請求、(iii)訂正等の請求、(iv)利用停止等の請求又は(v)第三者提供の停止の請求に応じる手続(手数料の額を定めたときは、その額を含む。)」については、下記 10 をご参照ください。

(3) 保有個人データの利用目的の通知の求め (改正保護法 27 条 2 項)

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、利用目的について通知しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、本人に対する利用目的の通知は不要です。

「保有個人データに関する事項の本人への通知」により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

保有個人データの利用目的が以下のいずれかに該当する場合 (上記 (2) ア) ~ ウ) と同じ。)

ア) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合

ウ) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときの通知 (改正保護法 27 条 3 項)

個人情報取扱事業者は、上記 (3) に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。

6 開示（改正保護法 27 条）

改正後	現行
<p>(開示)</p> <p><u>第二十八条</u> 本人は、<u>個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u></p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>三 他の法令に違反することとなる場合</p> <p><u>3</u> <u>個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該当該個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二</u></p>	<p>(開示)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第二十五条</u> 個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)</u>を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>三 他の法令に違反することとなる場合</p> <p><u>2</u> <u>個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、<u>同項の規定は、</u></u></p>

項の規定は、適用しない。

適用しない。

(1) 開示の請求権 (改正保護法 28 条 1 項)

上記 3 のとおり、本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示請求権を有することが明確化されました。

これにより、本人は個人情報取扱事業者を被告とする裁判上の訴えを提起することができますが、上記 4 のとおり、その訴えの被告となるべき個人情報取扱事業者に対し、あらかじめ、裁判外の請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができません (改正保護法 34 条 1 項)。

裁判においては、原告として請求をする本人が「被告である個人情報取扱事業者が、当該本人が識別される保有個人データを有していること」を主張・立証することになります。

(2) 開示 (改正保護法 28 条 2 項本文、政令案 9 条)

個人情報取扱事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人情報の開示の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法 (開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法) により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければなりません。

「開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法」とは、求めを行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能との意味です。

開示の求めを行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合 (電話での開示の求めがあり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問い合わせに回答する場合を含む。) は、当該方法について同意があったものとみなすことができます。開示の求めがあった者からの同意の取り方として、個人情報取扱事業者が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該事業者が選択することも考えられます。

(3) 開示を拒否できる場合 (改正保護法 28 条 2 項ただし書)

個人情報取扱事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人情報の開示の請求を受けたとき、開示することにより下記のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
他の法令に違反することとなる場合

「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

には、例えば、「不治の病であることを本人が知ることにより、本人の精神的・身体的状況を悪化させるおそれがあるような場合」や「第三者の個人情報が含まれており、第三者のプライバシーを侵害するおそれがある場合」が該当します。

「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」には、例えば、「企業秘密が明らかになるおそれがある場合」が該当します。

「他の法令に違反することとなる場合」には、例えば、「刑法第 134 条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第 4 条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合」が該当します。

裁判においては、これらの拒否事由を被告である個人情報取扱事業者が主張・立証することになります。

（４）本人への通知・理由の説明

個人情報取扱事業者は、本人からの開示の請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。

裁判においては、これらの通知は、開示を求める訴訟において同請求に係る権利義務の存否を判断するための要件となるものではなく、また法律効果として主文の内容になることもないと考えられます（「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法（商事法務）104 頁）。

本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません（改正保護法 32 条）。

（５）他の法令で開示されている場合（改正保護法 28 条 4 項）

他の法令の規定により、本人に対し上記（２）の方法（改正保護法 28 条 2 項）に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、開示を拒むことができます。

例えば、自動車安全運転センターが申請者に対して行う運転経歴証明、交通事故証明、累積点数通知（自動車安全運転センター法 29 条 1 項）が該当します。

これも、裁判において開示を拒否する被告である個人情報取扱事業者が主張・立証すべき事由となります。

（６）裁判における留意点

開示を求める訴訟手続は通常の民事訴訟の手続と異なる点はありません。被告である個人情報取扱事業者の住所地において訴えを提起することになります（民事訴訟法 4 条）。

上記（１）（３）（５）のとおり、裁判上、開示を請求する原告である本人と開示を拒否する被告である個人情報取扱事業者はそれぞれ以下のとおり主張・立証することになります（「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」（商事法務）105 頁）。

（開示を請求する原告が主張・立証する事由）

被告である個人情報取扱事業者が、当該本人が識別される保有個人データを有しているこ

と

(開示を拒否する被告である個人情報取扱事業者が主張・立証する事由)

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあること

当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあること

他の法令に違反することとなること

他の法令の規定により開示の方法が定められていること

(7) 第三者提供に係る記録の開示の要否

開示請求の対象は、本人が識別される保有個人データの内容であるので、個人情報取扱事業者が作成する第三者提供に係る記録(改正保護法 25 条 1 項、26 条 3 項)そのものについて開示を請求することは原則としてできません。

ただし、個人情報取扱事業者が作成する第三者提供に係る記録に保有個人データが含まれている場合には、その内容が開示されることとなります。

7 訂正等（改正保護法 28 条）

改正後	現行
<p>(訂正等)</p> <p>第二十九条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p>	<p>(訂正等)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p>

(1) 訂正等の請求権（改正保護法 29 条 1 項）

上記 3 のとおり、本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除することができる権利を有することが規定されています。

これにより、本人は個人情報取扱事業者を被告とする裁判上の訴えを提起することができますが、上記 4 のとおり、その訴えの被告となるべき個人情報取扱事業者に対し、あらかじめ、裁判外の請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、

その訴えを提起することができません（改正保護法 34 条 1 項）。

裁判においては、原告として請求をする本人が「被告である個人情報取扱事業者が保有する当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないこと」を主張・立証することになります。

「訂正等」の請求のうち、「訂正」とは、情報の誤りを正し、又は古い事実を新しい事実に変更することを、「追加」とは、情報が不完全な場合に不足している情報を加えることを、「削除」とは、不要な情報を除くことをいいます（「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」（商事法務）107 頁）。

例えば、誤った事実を削除する対応であれば「削除」、誤った情報を訂正する必要があれば「訂正」、情報が足りないため誤った内容となっている場合は「追加」の対応を行います。

（ 2 ）訂正等（改正保護法 29 条 2 項）

個人情報取扱事業者は、上記（ 1 ）の請求を受けた場合には、下記（ 3 ）に該当する場合を除いて、利用目的の達成に必要な範囲内で、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければなりません。

（ 3 ）訂正等を拒否できる場合（改正保護法 29 条 2 項）

個人情報取扱事業者は、以下の場合には訂正等を拒否することができます。

その内容の訂正、追加又は削除に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合

その内容の訂正、追加又は削除が利用目的の達成に必要なでない場合

「その内容の訂正、追加又は削除が利用目的の達成に必要なでない場合」とは、例えば、保有個人データの内容を最新のものに更新すべきとして訂正の請求があった際に、もともと個人情報取扱事業者側に過去の一時点のデータを利用する目的しかないとするれば、最新データへの更新義務は負わず、訂正する必要はないことになります（「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」（商事法務）107 頁）。

（ 4 ）本人への通知・理由の説明

個人情報取扱事業者は、上記（ 1 ）の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければなりません。

裁判においては、これらの通知は、訂正等を求める訴訟において同請求に係る権利義務の存否を判断するための要件となるものではなく、また法律効果として主文の内容になることもないと考えられます。

本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません（改正保護法 32 条）。

（ 5 ）裁判における留意点

訂正等を求める訴訟手続は通常の民事訴訟の手続と異なる点はありません。被告である個人情報取扱事業者の住所地において訴えを提起することになります（民事訴訟法4条）。

上記（1）（3）のとおり、裁判上、訂正等を請求する原告である本人と訂正等を拒否する被告である個人情報取扱事業者はそれぞれ以下のとおり主張・立証することになります（「一問一答 平成27年改正個人情報保護法」（商事法務）105頁）。

（訂正等を請求する原告が主張・立証する事由）

被告である個人情報取扱事業者が保有する当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないこと

（訂正等を拒否する被告である個人情報取扱事業者が主張・立証する事由）

その内容の訂正、追加又は削除に関して他の法令の規定により特別の手続が定められていること

その内容の訂正、追加又は削除が利用目的の達成に必要でない場合

8 利用訂正等（改正保護法 30 条 1 項、2 項、5 項）

改正後	現行
<p>(利用停止等)</p> <p>第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>5 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若し</p>	<p>(利用停止等)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若</p>

<p>くは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>
--	---

(1) 利用停止等の請求権 (改正保護法 30 条 1 項)

本人は、個人情報取扱事業者に対して、当該本人が識別される保有個人データが、保護法 16 条の規定に違反して取り扱われているとき(利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱われている場合) 又は 保護法 17 条の規定に違反して取得されたものであるとき (偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合又は要配慮個人情報を本人の同意を得ずに取得した場合) は、当該保有個人データの利用の停止又は消去 (以下「利用停止等」といいます。) を請求することができる権利を有していることが規定されています (上記 3 参照) 。

これにより、本人は個人情報取扱事業者を被告とする裁判上の訴えを提起することができますが、上記 4 のとおり、その訴えの被告となるべき個人情報取扱事業者に対し、あらかじめ、裁判外の請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができません (改正保護法 34 条 1 項) 。

裁判においては、原告として請求をする本人が個人情報取扱事業者によって、保有個人データが「保護法 16 条の規定に違反して取り扱われていること」又は「保護法 17 条の規定に違反して取り扱われていること」を主張・立証することになります。

「利用の停止」の究極的な形態が「消去」であり、消去請求権は利用停止請求権を含む関係にあります (「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」(商事法務) 109 頁) 。

消去のみ裁判で請求した場合であっても、一部認容判決として利用停止が認められることもあります。

(2) 利用停止等 (改正保護法 30 条 2 項)

個人情報取扱事業者は、上記 (1) による利用停止等の請求を受けた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければなりません。

(3) 利用停止等を拒否できる場合 (改正保護法 30 条 2 項)

個人情報取扱事業者が、利用停止等を拒否できるのは、利用停止等の請求が必要な限度を超えている場合、及び 当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合、です。

「利用停止等の請求が必要な限度を超えている場合」とは、例えば、本人が保有個人データの全部の消去を求めている場合に、一部の利用停止又は消去で足りるとして拒否を

する場合がございます。

「 当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合」とは、例えば、目的外利用の制限に違反した保有個人データが一部含まれている名簿がすでに市販されており、その刷り直しに多額の費用を要する場合など当該措置が多額の費用を要する場合であって、増刷時において修正したり、本人に対して賠償をすることにより対応する場合がございます。

(4) 本人への通知・理由の説明(改正保護法 30 条 5 項、32 条)

個人情報取扱事業者は、上記(1)の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。

裁判においては、これらの通知は、利用停止等を求める訴訟において同請求に係る権利義務の存否を判断するための要件となるものではなく、また法律効果として主文の内容になることもないと考えられます。

本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません(改正保護法 32 条)。

(5) 裁判における留意点

利用停止等を求める訴訟手続は通常の民事訴訟の手続と異なる点はありません。被告である個人情報取扱事業者の住所地において訴えを提起することになります(民事訴訟法 4 条)。

上記(1)(3)のとおり、裁判上、利用停止等を請求する原告である本人と利用停止等を拒否する被告である個人情報取扱事業者はそれぞれ以下のとおり主張・立証することになります(「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」(商事法務)109 頁)。

(利用停止等を請求する原告が主張・立証する事由)

被告である個人情報取扱事業者により、保護法 16 条の規定に違反して取り扱われていること(利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱われている場合)

被告である個人情報取扱事業者により、保護法 17 条の規定に違反して取り扱われていること(偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合又は要配慮個人情報を本人の同意を得ずに取得した場合)

(利用停止等を拒否する被告である個人情報取扱事業者が主張・立証する事由)

利用停止等の請求が必要な限度を超えていること

当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとること

9 第三者提供の停止の請求（改正保護法 30 条 3 項から 5 項まで）

改正後	現行
<p>(利用停止等)</p> <p>第三十条 1・2 (略)</p> <p>3 本人は、<u>個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。</u></p> <p>4 個人情報取扱事業者は、<u>前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p>5 個人情報取扱事業者は、<u>第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>(利用停止等)</p> <p>第二十七条 1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 個人情報取扱事業者は、<u>第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p>

(1) 第三者提供の停止の請求権 (改正保護法 30 条 3 項)

本人は、個人情報取扱事業者に対して、当該本人が識別される保有個人データが、保護法 23 条 1 項 (第三者提供の制限) 又は保護法 24 条 (外国にある第三者への提供の制限) の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる権利を有していることが規定されています (上記 3 参照)。

これにより、本人は個人情報取扱事業者を被告とする裁判上の訴えを提起することができますが、上記 4 のとおり、その訴えの被告となるべき個人情報取扱事業者に対し、あらかじめ、裁判外の請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができません (改正保護法 34 条 1 項)。

裁判においては、原告として請求をする本人が個人情報取扱事業者によって、保有個人データが「保護法 23 条 1 項又は保護法 24 条の規定に違反して第三者に提供されていること」を主張・立証することになります。

「保護法 23 条 1 項の規定に違反する場合」とは、例えば、オプトアウトの手續 (保護法 23 条 2 項) を取らずにオプトアウトに基づく個人データの提供をした場合や、保護法 23 条 5 項 3 号の規定の手續によらず個人データの共同利用をする場合などが該当します。

「保護法 24 条 1 項の規定に違反する場合」とは、例えば、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備をしていないにもかかわらず、本人の同意を得ずに、個人データを外国にある第三者に提供をする場合が該当します。

(2) 第三者提供の停止 (改正保護法 30 条 4 項)

個人情報取扱事業者は、上記 (1) による第三者提供の停止の請求を受けた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければなりません。

(3) 第三者提供の停止を拒否できる場合 (改正保護法 30 条 4 項)

個人情報取扱事業者が、第三者提供の停止を拒否できるのは、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合、です。

「当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合」とは、例えば、目的外利用の制限に違反した保有個人データが一部含まれている名簿がすでに市販されており、その刷り直しに多額の費用を要する場合など当該措置が多額の費用を要する場合であって、増刷時において修正したり、本人に対して賠償をすることにより対応する場合が該当します。

(4) 本人への通知・理由の説明 (改正保護法 30 条 5 項、32 条)

個人情報取扱事業者は、上記 (1) の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をし

たときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。

裁判においては、これらの通知は、第三者提供の停止を求める訴訟において同請求に係る権利義務の存否を判断するための要件となるものではなく、また法律効果として主文の内容になることもないと考えられます。

本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません（改正保護法 32 条）。

（５）裁判における留意点

第三者提供の停止を求める訴訟手続は通常の民事訴訟の手続と異なる点はありません。被告である個人情報取扱事業者の住所地において訴えを提起することになります（民事訴訟法 4 条）。

上記（１）（３）のとおり、裁判上、第三者提供の停止を請求する原告である本人と第三者提供の停止を拒否する被告である個人情報取扱事業者はそれぞれ以下のとおり主張・立証することになります（「一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法」（商事法務）112 頁）。

（第三者提供の停止を請求する原告が主張・立証する事由）

被告である個人情報取扱事業者によって、保有個人データが保護法 23 条 1 項又は保護法 24 条の規定に違反して第三者に提供されていること

（第三者提供の停止を拒否する被告である個人情報取扱事業者が主張・立証する事由）

当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとっていること

10 開示等の請求等に応じる手続（改正保護法 32 条）

改正後	現行
<p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p><u>第三十二条</u> 個人情報取扱事業者は、<u>第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求</u>(以下この条において「<u>開示等の請求等</u>」という。)に関し、<u>政令で定めるところ</u>により、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、<u>開示等の請求等</u>を行わなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○施行令（案）</p> <p>(開示等の請求等を受け付ける方法)</p> <p><u>第十条</u> 法<u>第三十二条第一項</u>の規定により個人情報取扱事業者が<u>開示等の請求等</u>を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>開示等の請求等の申出先</u> 二 <u>開示等の請求等に際して提出すべき書面</u>(電磁的記録を含む。<u>第十四条第一項及び第二十一条第三項</u>において同じ。)の様式その他の<u>開示等の請求等の方式</u> 三 <u>開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法</u> 四 <u>法第三十三条第一項の手数料の徴収方法</u> </div> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、<u>開示等の請求等</u>に関し、その対象となる保</p>	<p>(開示等の求めに応じる手続)</p> <p><u>第二十九条</u> 個人情報取扱事業者は、<u>第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め</u>(以下この条において「<u>開示等の求め</u>」という。)に関し、<u>政令で定めるところ</u>により、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、<u>開示等の求め</u>を行わなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○施行令</p> <p>(開示等の求めを受け付ける方法)</p> <p><u>第七条</u> 法<u>第二十九条第一項</u>の規定により個人情報取扱事業者が<u>開示等の求め</u>を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>開示等の求めの申出先</u> 二 <u>開示等の求めに際して提出すべき書面</u>(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の<u>開示等の求めの方式</u> 三 <u>開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法</u> 四 <u>法第三十条第一項の手数料の徴収方法</u> </div> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、<u>開示等の求め</u>に関し、その対象となる保有</p>

有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

(開示等の請求等をすることができる代理人)

第十一条 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等をすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人

- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十三条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に

個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

(開示等の求めをすることができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に

より手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。	より手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。
--	--

(1) 開示等の請求等の求めを受け付ける方法

個人情報取扱事業者は、「開示等の請求等」において、その求めを受け付ける方法を定めることができます（改正保護法 32 条 1 項）。開示等の請求等を受け付ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることになります。

「開示等の請求等」の求めを受け付ける方法を定めた場合、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません（改正保護法 27 条 1 項 3 号）。（上記 5（2）参照）

「開示等の請求等」とは、(i)保有個人データの利用目的の通知の求め（保護法 27 条 2 項）(ii)保有個人データの開示の請求（同法 28 条 1 項）(iii)保有個人データの訂正等の請求（同法 29 条 1 項）(iv)保有個人データの利用停止等の請求（同法 30 条 1 項）又は(v)保有個人データの第三者提供の停止の請求（同条 3 項）のことです。

開示等の請求等は、本人のほか、「未成年者又は成年後見人の代理人」及び「開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人」により行うことができます（改正保護法 32 条 2 項、施行令案 11 条）。

開示等の請求等の求めを受け付ける方法としては、以下の から までの事項を定めることとなります（施行令案 10 条）。

<p>開示等の請求等の申出先</p> <p>開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式</p> <p>開示等の請求等をする者が本人又は代理人（(ア)未成年者又は成年被後見人の法定代理人、(イ)開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法</p> <p>保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する際の手数料の徴収方法</p>

「開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式」としては、郵送、FAXで受け付ける方式などが考えられます。

「開示等の請求等をする者が本人又は代理人であることの確認の方法」としては、例えば以下の方法が考えられます（経産省ガイドライン）。

<p>事例 1) 本人の場合（来所）：運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印</p>
--

- 事例 2) 本人の場合 (オンライン): ID とパスワード
- 事例 3) 本人の場合 (電話): 一定の登録情報 (生年月日等) コールバック
- 事例 4) 本人の場合 (送付 (郵送、FAX 等)): 運転免許証のコピーと住民票の写し
- 事例 5) 本人の場合 (送付 (郵送、FAX 等)): 運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所にあてて文書を書留郵便により送付
- 事例 6) 代理人の場合 (来所): 本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券 (パスポート)、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状 (親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し)

(2) 保有個人データを特定するに足りる事項の提示の求め (改正保護法 32 条 2 項)

個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項 (住所、ID、パスワード、会員番号等) の提示を求めることができます。この場合、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません。

(3) 本人の負担への配慮 (改正保護法 32 条 4 項)

個人情報取扱事業者は、開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければなりません (改正保護法 32 条 4 項)。

必要以上に煩雑な本人書類を求めることや、求めを受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定する等、本人に加重的負担となることのないようにしなければなりません (経産省ガイドライン)。

(4) 手数料等 (改正保護法 33 条)

個人情報取扱事業者は、保護法 27 条 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき (上記 5 (3) 参照) 又は保護法 28 条 1 項の規定による開示の請求を受けたとき (上記 6 (1) 参照) は、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができます。この場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければなりません。